

福岡県公報

平成22年9月27日
第3165号

福岡県知事 麻生 渡

目次

告示(第1507号-第1514号)

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

	(中小企業振興課)	1
県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	2
県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	2
県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	2
土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
公安委員会			
教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	3

告示

福岡県告示第1507号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年9月27日

- 届出年月日
平成22年9月9日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 D S イズミうきは店
(2) 所在地 福岡県うきは市吉井町千年字町地157番 外
- 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ゆめタウンうきは	D S イズミうきは店

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号
	有限会社ビーエフユー 代表取締役 古川 鉄広 福岡県筑後市大字長浜2222番地
	有限会社ノリ 代表取締役 久保田 文男 福岡県糟屋郡篠栗町高田497番地2 ペンタナヒルズ篠栗5番館503号
	株式会社ヨネザワ 代表取締役社長 米澤 房朝 熊本県熊本市水前寺六丁目1番38号
	株式会社トランドール 代表取締役社長 東 幸次 福岡県福岡市東区千早四丁目92番24号

株式会社ワッツオースリー販売 取締役副社長 越智 正直 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号 住友生命OBPプラザビル
株式会社さかえ屋販売 代表取締役社長 中野 利美 福岡県飯塚市本町11番20号
株式会社不二家 代表取締役社長 櫻井 康文 東京都文京区大塚二丁目15番6号

福岡県告示第1508号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成22年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
築上郡築上町大字上深野及び大字下深野 (深野地区)	平成22年9月17日

福岡県告示第1509号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成22年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
八女市立花町北山 (立花地区大倉谷 換地区)	平成22年9月17日

福岡県告示第1510号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成22年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
八女市立花町北山 (立花地区大倉谷 換地区)	平成22年9月17日

福岡県告示第1511号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字井牟田3559番100及び3559番101並びに字野添3774番5
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡久山町大字久原3549番地の42
久山カントリー株式会社
代表取締役 古賀 良太

福岡県告示第1512号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成22年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	163	宮若市宮田20番地2宮若交通会館内 宮若交通安全協会 会長 多田 昭造	宮若市宮田20番地2 宮若交通会館内	平成22年 9月1日
旧		宮若市宮田20番地2宮若交通会館内 宮若交通安全協会 会長 堀 秀時		

福岡県告示第1513号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成22年9月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行同意年月日	工事完了年月日
糸島市前原土地改良区	農道整備事業（高祖大河原地区）	平成21年11月9日	平成22年3月2日
糸島市前原土地改良区	農道整備事業（高祖大鷲地区）	平成21年11月9日	平成22年3月8日
糸島市前原土地改良区	農道整備事業（波多江地区）	平成21年11月9日	平成22年2月25日
糸島市前原土地改良区	農道整備事業（新田地区）	平成21年11月9日	平成22年3月20日
糸島市前原土地改良区	農道整備事業（東地区）	平成21年11月9日	平成22年2月22日
糸島市前原土地改良区	農業用排水施設整備事業（川付地区）	平成22年1月13日	平成22年3月23日

糸島市前原土地改良区	農業用排水施設整備事業（東地区）	平成22年1月13日	平成22年3月23日
糸島市前原土地改良区	農業用排水施設整備事業（波多江地区）	平成22年1月13日	平成22年3月23日
糸島市前原土地改良区	農業用排水施設整備事業（多久地区）	平成22年1月13日	平成22年3月23日
糸島市前原土地改良区	農業用ため池整備事業（芋の浦地区）	平成22年1月13日	平成22年3月23日
糸島郡志摩町土地改良区	農業用ため池整備事業（幸田地区）	平成21年11月10日	平成22年3月19日
糸島郡志摩町土地改良区	農業用ため池整備事業（長浦地区）	平成21年11月10日	平成22年2月26日

福岡県告示第1514号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年9月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字三池字初ヶ瀬戸1072番2から1072番5まで、1070番8、1072番1、1072番23及び1072番27から1072番30まで並びに字辻ノ前1048番4
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市津福本町1043番地1
荒巻 潤

公安委員会

福岡県公安委員会告示第271号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する

平成22年9月27日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る運転免許の種類

道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成22年10月28日（木曜日） 午前9時00分～午後3時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校 協会
平成22年10月29日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校 協会
平成22年11月1日（月曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	久留米市大善寺南1丁目3番3号 大善寺自動車教習所
平成22年11月2日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	糟屋郡新宮町美咲1丁目5番53号 レインボーモータースクール<福岡>

4 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）を複写したものと及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許、中型免許	15,650円

普通免許	12,150円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許、牽引免許	9,500円
大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許	13,300円

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年10月12日（火曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年10月12日（火曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811 - 1392
所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号
電話番号 092 - 566 - 2892